

「緊急時被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める全国署名」提出

政府交渉 質問書

2016年2月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
原子力規制委員長 田中 俊一 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

政府は昨年8月、緊急時被ばく線量限度引き上げのための関係省令を改定し、この4月1日に施行しようとしています。

原発労働者は「破滅的な状況の回避」のためとして、「重大事故を前提とする原発再稼働・原発維持の犠牲」に供されます。緊急時被ばく線量限度引き上げは、原発再稼働を優先させ、憲法に保障された労働者の人権、労働者保護の法体系、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条のすべてを無視・蹂躪するものであり、憲法違反であり、絶対に認めることができません。この「省令改定」は不当であり、直ちに撤回すべきものです。

重大事故を前提とする原発再稼働・原発維持は、原発労働者の人権蹂躪にとどまらず、住民の生存権をも破壊します。

「緊急時被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める全国署名」は各地に広がり、前回5万1817筆の追加提出に引き続き、今回10万筆規模（累積 筆）を提出します。（下線部は提出当日、実数に訂正します）。

昨年11月20日の署名提出・政府交渉（以下「前回の交渉」と表記）を踏まえ、下記の質問をします。

署名に託された全国各地の労働者・市民と反原発・反核平和・人権諸団体の声を受け止め、真摯なご回答をお願いします。

質問事項

1. 放射線障害防止の技術的基準に関する法律・第3条に反する放射線審議会答申の撤回を求めます

放射線審議会がよって立つ「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」の第3条では「放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当っては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもち、その基本方針としなければならない。」とされています。

「緊急時作業被ばく限度の250mSvへの引き上げは、被爆の実相を無視し、『放射線障害防止の技術的基準に関する法律』第3条に反する」と指摘し、回答を求めました。（別紙11月20日付け要求書参照）

原子力規制委員会・原子力規制庁（以下「規制庁」と表記）は「重篤な急性障害でない」と、回答されました。

（1）「250mSvが『障害を及ぼすおそれのない線量以下』の線量である。」との回答はできなかつたと解し

ます。確認をお願いします。

(2) 前回の交渉での回答は、

①「がん・白血病」など晩発性の障害について言及されませんでした。

②急性症状について、例えば精子数の減少は 250mSv 以下でも生じる等の事実を無視するものです。これらの指摘に対する追加説明や反論があれば具体的に示してください。

(3) 250mSv への引き上げは放射線障害防止の技術的基準に関する法律第 3 条に反しています。250mSv への引き上げ等を妥当とした放射線審議会の答申は、不当です。撤回してください。

2. 250mSv の被ばくは広島原爆 1.7km 遮蔽なし被爆に相当する

この指摘に対し厚生労働省からは、1.7km 地点で被爆者の 10%に脱毛が生じたことを認めるが、250mSv の健康影響については（250mSv では重篤な急性障害は発生しないとする）ICRP の評価を採用するとの趣旨の回答でした。

多数の被爆者が被った被爆の実相を無視して、原子力推進のための組織である ICRP の評価のみに従うことは被爆国の政府として許されないことです。被爆の実相に学び 250mSv の健康影響を評価すれば 250mSv への限度引き上げは撤回すべきです。

3. 精子数減少は重大な健康被害ではないのですか、いつまで続くのですか。

急性症状は 250mSv 以下でも起きます。例えば精子数減少は、厚労省も認めているように、100mSv あたりから生じます。厚労省は、昨年 6 月の交渉以来、「重篤な障害ではない」と言い続けてきました。前回の交渉で、「被ばくによる精子数の減少は短期には回復しないのではないか。この点、承知しているなら見解を示していただきたい。」との質問に対して、厚労省はこの指摘を否定されませんでした。しかし、それ以上の具体的な表明はされませんでした。再回答をお願いします。

4. 東京電力福島第一原発作業員の甲状腺調査、目の検査に健康影響の可能性がある結果が報告され始めていることについて。

東京電力福島第一原発の緊急作業従事者の目の検査、甲状腺の疫学調査から、従事者の健康影響の可能性のある検査・調査結果が報告されています。（別紙【資料 3】）

| | |
|-------------|---|
| 目の検査に関する報告 | 「この 1 年（2016 年度）で初期白内障の有所見率が急増したため、今後視機能に影響する白内障を生じる症例が増加する可能性は否定できない。」 |
| 甲状腺検査に関する報告 | 「結節については等価線量との明確な関連はなかったが、嚢胞*については、線量が高い群で相対的に大きい嚢胞の出現率が高いことが示唆された。」 |

(1) これら 2 つの報告に対する政府の見解を表明してください。

(2) 緊急作業時被ばく限度を 250 ミリシーベルトに引き上げたことが労働者に健康影響をもたらした可能性がある検査・調査結果が出始めています。それにもかかわらず、一方的に「限度引き上げ」を法令化したことは、労働者に対する国の責任放棄・法令違反だと考えますが、どうですか。

5. 放射線審議会における原子力規制庁の発言・「参考レベルという考えを考慮して 250mSv 限度を運用する」について。

昨年 7 月 23 日の放射線審議会における規制庁の発言（別紙【資料 1】として添付）は、「参考レベルという考えを考慮して 250mSv 限度を運用する」という趣旨と受け止め、その点を前回交渉で質問しました。

規制庁は、「放射線審議会での原子力規制庁の発言は『限度を超えた運用を行う』と言ったものではない。」との趣旨の回答をされました。

- (1) 前回交渉における上記の規制庁ご回答の確認をお願いします。
- (2) 「限度（250mSv）を超えた被ばくを容認する運用」など決して認められません。

昨年7月23日の放射線審議会において佐藤原子力規制企画課長は「規制委員会のほうでは、万が一のその想定を超える事故に対しても備えるという立場では、こうした正当化原則などが認められる場合には、こうした限度の運用については、こういう参考、国際的に言う参考レベルを考慮した運用が可能ではないかということで対応しようというふうに考えております。」と述べています。

また昨年2015年8月24日、田中俊一委員長は、全国知事会危機管理・防災特別委員長としての泉田新潟県知事との面談で、「250mSvを超えることを現場の作業員に強制するということはなかなかできないこと」、「基本的には人を交代してやるとかですね」と言う一方で、「250ミリシーベルト超えたから、すぐに法的に処罰されるとかそういう問題ではありません」とも述べています（別紙【資料2】）。これらの発言から、原子力規制委員会が「限度を超えた運用」を考えていると理解せざるを得ません。この点について再度確認してください。

6. 「生涯線量1000ミリシーベルトによる、通常被ばく限度を超えた緊急作業従事者のその後の通常放射線業務従事を容認する指針」を撤回してください

福島原発事故の緊急作業で通常被ばくの限度を超えた作業員について、4月から通常業務従事が再開されようとしています。11月20日の政府交渉で、「緊急時作業で688mSv被ばくした人を更に被ばく労働させるのか」との質問に、厚労省は「本人が希望すれば」と回答されました。

厚生労働省は昨年8月、生涯線量が1000mSvを超えない範囲で、緊急時被ばく従事者のその後の通常放射線業務従事を容認する等の指針を通達しています。これはかつてない労働者の大量被ばくを容認し、労働者に極めて高いリスクを負わせるものであり、到底許されないことです。

- (1) 生涯線量1000ミリシーベルトは、ICRPが、①原子力産業を成り立たせるために放射線作業以外の労働現場での死亡率の10倍のリスク（ 10^{-3} /年）を被ばく労働者に押し付け、②さらに加えて過小に評価された被ばく線量当たりのリスクを用いて被ばく線量限度として導入したものです。従って、この線量限度いっぱい被ばくすることは、被ばく労働者に一般労働者のリスクの何10倍ものリスクをもたらします。厚労省はこれを承知のうえで1000ミリシーベルトもの被ばくを容認するのですか。
- (2) 実態としても、労働者は通常被ばくで1000ミリシーベルトも被ばくすることはなかったと理解しています。これについて、別紙の追加質問書によって厚労省に実態の公表を求めました。しかし、「厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の緊急作業集積期間以降を除き、原子力事業所で働く作業員の累積被ばく線量については把握していない。」と、調査の努力抜きの全く誠意のない回答でした。「把握していない」で済まらず、実態を調査し、1000ミリシーベルトもの大量被ばくを容認することがいかに労働者の人権を蹂躪することか労働者の側に立って真剣に考えていただくよう強く要請します。もし、他省庁の管轄であるということであれば、しかるべき引き継ぎを行い、次回3月16日の交渉までに、責任ある回答・調査の実施と結果の提示を求めます。
- (3) 「生涯線量が1000mSvを超えない範囲で、緊急時被ばく従事者のその後の通常放射線業務従事を容認する指針」の撤回を求めます。

7. 原発立地点からの原発再稼働反対の申し入れに対して国の責任ある回答を求めます。

これまでの交渉の場で幾度となく、「重大事故を前提とする原発再稼働は到底認められない」と、原発立地点から参加者が意見表明し、意見書を提出してきました。しかし政府出席者の回答は要請書・要求書に対する政府の責任ある回答とは言えないものです。例えば高浜3、4号炉の再稼働ではなく廃炉を求める福井県民会議の要求書（2015年11月20日）に対して、規制庁は「原子力規制委員会は原子炉等規制法等に基づき、申請のあった原子力施設等の基準適合性を独立して確認する立場であり、再稼働等を行うかどうかについては、事業者が検討する事項であり、原子力規制委員会が検討する事項ではない。（規制庁2015年12月8日）」と回答し、再稼働に対する政府の責任には全く言及されていません。

安倍総理大臣は2015年12月18日の原子力防災会議において、

- ・「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針。
- ・その上で、「万が一、原発事故が起きて、災害になるような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは、政府の重大な責務であり責任をもって対処する。自治体を最大限支援し、全力を尽くす。」との趣旨を表明されました（抜粋）。

- (1) 原発立地点からの原発再稼働反対の申し入れ（別紙【資料4】）に対して国の責任ある回答を求めます。
- (2) 安倍首相の発言は閣議決定を経たものですか。
- (3) 安倍首相の発言は政府の政策文書に基づくものですか。
- (4) 再稼働を強行した原発では、緊急時作業従事者との契約状況はどうなっていますか。

8. 原発重大事故時のオフサイトにおける緊急事態被ばく線量管理について

原発重大事故が起これば、いわゆる実動組織以外にも、国及び自治体の職員及び民間事業者が、オフサイトでの緊急事態応急対策に動員され、被ばくさせられます。

- (1) 政府はどのような「放射線管理」を行おうとしているのですか。

以上

「緊急時被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める全国署名」呼びかけ団体

双葉地方原発反対同盟、フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、広島県原爆被害者団体協議会、(一財)長崎原爆被災者協議会、長崎原爆遺族会、長崎県被爆者手帳友の会、長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会、長崎県被爆者手帳友愛会、全国被爆2世団体連絡協議会、原子力資料情報室、川内原発建設反対連絡協議会、島根原発増設反対運動、原発いらん！山口ネットワーク、原発さよなら四国ネットワーク、原発はごめんだヒロシマ市民の会、反原子力茨城共同行動、若狭連帯行動ネットワーク、I女性会議、原子力行政を問う宗教者の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先 原子力資料情報室 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B Tel: 03-3357-3800

ヒバク反対キャンペーン 兵庫県姫路市安富町皆河1074 建部暹 Tel&Fax: 0790-66-3084

「賛同団体」

【青森】核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団、日本基督教団核問題連絡会；【福島】きらり健康生活協同組

合、風下の会 福 島、社民党福島県連合；【茨城】脱原発とうかい塾、放射能から市民を守る会（高萩）；
【千葉】「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク、原発さよなら千葉；【東京】日本消費者連
盟、日本キリスト教婦人矯 風会、ふえみん婦人民主クラブ、原発を考える品川の女たち、緑の党グリーンズ
ジャパン、東京労働安全衛生センター、脱原発をめざす女たちの会、日本キリスト教協議会「平和・核問題
委員会」、東京一般労働組合東京音楽大学分会、さよなら原発品川アクション、被ばく労働を考えるネット
ワーク、全石油昭和シェル労働組合；【神奈川】神奈川労災職業病センター、子どもの未来を望み見る会；
【新潟】脱原発をめざす新潟市民フォーラム；【静岡】浜岡原発を考える静岡ネットワーク；【愛知】核
のごみキャンペーン・中部、未来につなげる・東海ネット、(特活)チェルノブイリ救援・中部；【岐阜】
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜、平和・人権・環境を守る岐阜県市民の声；【三重】原発おこ
とわり三重の会；【福井】森と暮らすどんぐり倶楽部、原発設置反対小浜市民の会、サヨナラ原発福井ネッ
トワーク、原子力発電に 反対する福井県会議；【滋賀】さいなら原発・びわこネットワーク、反戦老人
クラブ滋賀；【京都】京都原発研究会、若狭の原発を考える会、アジェンダ・プロジェクト、使い捨て時代
を考える会、安全農 産供給センター；【奈良】反原発奈良教職員の会、奈良脱原発ネット、さよなら原発
「北葛の会」、I 女性会議なら、「大峰山女人禁 制」の開放を求める会；【和歌山】脱原発わかやま；【大
阪】ストップ・ザ・も んじゅ、原発ゼロ上牧行動、ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン、平和と
民主主義を目指す全国 交歓会、リニア市民ネット、さよなら原発箕面市民の会、市民の広場、原発やめよう
／つながろう関西・マ ダム会議、地球救出アクション 97、国際女性年連帯委員会、全日本港湾労働組合関
西地方大阪支部、どこまでも 9 条の会、こども脱ひばく裁判を支える会・西日本、脱原発高槻アクション、
環境フォーラム市 民の会（豊中）、日本消費者連盟関西グループ、科学技術問題研究会、とめよう原発！！
関西ネットワー ク、STOP原子力★関電包囲行動、大阪東南フォーラム平和・人権・環境、東南反核フェス
実行委員会、劣化ウラン兵器禁止条約実現キャンペーン、NPO 法人 安全な食べものネットワーク オル
ター、風を 起こす女の会、さかいユニオン、脱原発で生きたい女たち・豊中、吹夢キャンプ実行委員会、福
島の子もたちを守ろう・関西、みみずの会；【兵庫】さいなら原発尼崎住民の会、原発の危険性を考え
る宝塚の会、自治労 兵庫県本部、さよなら原発神戸アクション、さよならウラン連絡会、鈴蘭台食品公害セ
ミナー、心といのち をはぐくむ会、安全食品連絡会（兵庫県）、現代を問う会、神戸学生青年センター、阪
神社会運動センタ ー、再稼働反対・ペンギんぺり館とおともだち、播磨灘を守る会、神戸 YWCA 被災者支
援プロジェクト；【鳥取】えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）；【島根】人権パッチギの
会 松江；【広島】上関原発止めよう！広島ネットワー ク、ボイス・オブ・ヒロシマ；【山口】山口被爆二
世の会、原発いらん！下関の会、いのち・未来うべ、全国一 般労働組合全国協議会山口連帯労働組合；【福
岡】核・ウラン兵器廃絶キャンペーン福岡；【大分】脱原発大分ネットワーク；【長崎】長崎県被爆二世
の会、原発なしで暮らしたい・長崎の会；【鹿児島】川内つゆくさ会、まちづくり県民会議、かごしま反原
発連合、I 女性会議鹿児島本部